

平成30年5月17日
九州地方整備局

建設現場における「週休2日・働き方改革」を推進します。 **～建設業の働き方改革を推進し、担い手確保に努めます～**

先般、週休2日や働き方改革に取り組める環境整備のための必要経費などを盛り込んだ「工事における週休2日の取得に要する費用の計上（平成30年3月20日）」、「働き方改革及び週休2日に係る成績評定の取り扱い（平成30年4月6日）」が発表されました。

これを受け、九州地方整備局では、昨年5月から開始した週休2日・働き方改革に係る取り組み内容を見直すこととしましたので、お知らせします。

《改訂のポイント》

- ① 「週休2日（4週6休以上を達成した工事に拡大）」を達成した工事に対し、取り組み状況に応じ工事費を補正（増額）
- ② 「週休2日」、「働き方改革」を達成した工事に対し、取り組み状況に応じ工事成績を最大2.8点加点評価
- ③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も休日を含む
- ④ 発注者指定・受注者希望型工事を開始

《建設業の働き方改革》

- ◆ 建設業界では、若手技術者の離職や入職者が年々減少するなど、将来の担い手確保が大きな課題となっています。
- ◆ そのため、国土交通省では長時間労働の是正や休日を確保できる環境整備を一層強化するなど、建設業の「週休2日・働き方改革」を推進しています。

【問い合わせ先】

九州地方整備局 企画部 技術管理課長 とくだ こういちろう 徳田 浩一郎（内線 3311）
技術管理課課長補佐 ばば よしお 馬場 芳男（内線 3312）
TEL：代表番号 092-471-6331 直通番号 092-476-3546

建設現場における「週休2日・働き方改革」を推進します

	平成29年度	平成30年度
発注方式	-	発注者指定型、受注者希望型の2種類
対象工事	平成29年5月10日以降に契約手続きを開始する工事を対象とします。	平成30年4月1日以降に契約手続きを開始する工事を対象とします。
週休2日とは	<ul style="list-style-type: none"> ○週休2日とは、4週6休以上の休日を確保することとし、休日には現場での作業などは一切行わないこととします。 ○休日には、祝祭日、夏期休暇(3日)、年末年始休暇(6日)及び降雨のために現場作業のできない日は含まないこととします。 	<ul style="list-style-type: none"> ○週休2日とは、4週6休以上の休日を確保することとし、休日には現場での作業などは一切行わないこととします。 ○休日には、祝祭日、夏期休暇(3日)、年末年始休暇(6日)及び<u>工場製作のみを実施している期間、工事の全面中止を行っている日は含まないこととします。</u> ○降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も含みます。
休日作業の対象とならない日	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時の緊急時に発注者が作業を要請した場合 ○休日の工事現場巡視(パトロール) ○現場見学会等、発注者からの要請で休日に現場作業を行う場合等 <p>※上記以外のケースで、休日作業として認めるかの判断は、受発注者間で協議し決定する。</p>	
意思表示	<ul style="list-style-type: none"> ○「週休2日」の実施については、受注者の判断によるものとします(受注者希望型のみ)。 ○受注者は「週休2日」の実施を、工事打合せ簿で監督職員に協議します(受注者希望型のみ)。 実施する場合は「4週8休」「4週6休(4週7休を含む)」のいずれで実施するか明記します(受注者希望型のみ)。 ○実施する場合は、施工計画書の計画工程表に「4週8休」「4週6休(4週7休を含む)」いずれかの工程計画を反映したうえで、監督職員へ提出します(受注者希望型のみ)。 ○「週休2日」の実施にあたっては、「週休2日工事」であることを現場に看板等で掲示することにより、現場周辺へ「宣言」します。 ○受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告します 	
成績評定・工事費の取り扱い	別紙「週休2日」を達成した工事に対し、工事費を補正(増額)、「週休2日」を達成、「働き方改革」に取り組んだ工事に対し、工事成績を加点評価」参照	

「週休2日」を達成した工事に対し、工事費を補正(増額)

- 週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、現場事務所等の土地代や安全施設のリース代等を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費、機械経費が官積算の計上額とかい離する可能性
- 平成29年度から試行している間接費について最新の施工実態を踏まえ必要な見直しを行うとともに、機械経費や労務費についても、週休2日の実施に伴い必要となる経費を適切に計上できるよう補正を実施
- 対象期間内の現場閉所日数には、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日も含める

■ 補正係数

	平成29年度	平成30年度		
	4週8休以上	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	—	1.01	1.03	1.05
機械経費 (賃料)	—	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.02	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.04	1.02	1.04	1.05

- ※ 建築工事は、労務費の補正のみ
- ※ 元下問わず参加しているすべての企業で適正な価格での下請契約、賃金引上げの取組が浸透するよう、発注部局と建設業所管部局で連携
- ※ **平成30年度の補正係数は、平成30年4月1日以降に入札手続きの開始を行う工事から適用する。**

「週休2日」を達成、「働き方改革」に取り組んだ工事に対し、工事成績を加点評価

- 「週休2日」を達成した場合は、工事成績評定で加点
 - ・主任技術評価官：4週6休以上を達成した場合は、工程管理で最大1.6点加点
 - ・総括技術評価官：4週8休以上を達成した場合は、工程管理で最大0.4点加点
- 他の模範となるような「働き方改革」に取り組んだ場合は、工事成績評定で加点
 - ・主任技術評価官：「週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取り組み」、「若手(35歳以下)や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取り組み」が図られた場合は、創意工夫で最大0.8点加点
- 「週休2日」及び「働き方改革」に取り組んだ場合は、最大2.8点加点

主任技術評価官(創意工夫):最大0.8点			○週休2日(4週8休以上)に対する企業の取り組み ○若手や女性技術者の登用など、担い手確保
総括技術評価官(工程管理):最大0.4点			4週8休
主任技術評価官(工程管理):最大1.6点	4週8休		4週8休
	4週7休※		4週7休※
	4週6休※		4週6休※
	H29年度		H30年度

※4週7休、4週6休の加点は、九州管内企業のみ参加できる工事が対象